

**改正**

平成19年10月15日告示第162号

平成27年5月19日告示第74号

平成29年3月2日告示第16号

令和2年2月18日告示第19号

令和3年8月31日告示第144号

山武市行事の共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、山武市（以下「市」という。）が市以外のものの行う行事を共同開催し、及び後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同開催としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を許可することをいう。

(承認の基準)

**第3条** 市長は、次の各号のいずれにも該当する行事について、共催又は後援することができる。

- (1) 共催又は後援承認の対象となる行事の主催者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 国及び地方公共団体
  - イ 学校及び学校の連合体
  - ウ 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
  - エ 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で事業遂行能力を有すると認められるもの
  - オ その他市長が認めるもの
- (2) 共催又は後援承認の対象となる行事が、次のいずれにも該当すること。ただし、市長が適当と認める場合はこの限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの

- イ 市の区域又は市に近接する地域において開催されるもの
- ウ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含まないもの
- エ 営利、商業宣伝又は売名を目的としないもの
- オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの
- カ 参加者の安全及び衛生が十分確保できるもの
- キ 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定するものの関与が認められないもの

（申請の手続）

**第4条** 市の共催又は後援を申請しようとするものは、共催承認申請書（別記第1号様式）又は後援名義使用申請書（別記第2号様式）に事業計画書、収支予算書等の資料を添付して、原則として行事の開催1か月前までに市長に提出しなければならない。

（共催等の承認）

**第5条** 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、承認したときは、共催承認通知書（別記第3号様式）又は後援名義使用承認通知書（別記第4号様式）により、承認しないこととしたときは、共催・後援不承認通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更等）

**第6条** 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、共催・後援変更（中止）申請書（別記第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

**第7条** 市長は、第5条の規定により共催又は後援を承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、共催・後援取消通知書（別記第7号様式）により事業の主催者に通知するものとする。

- （1）虚偽の申請により申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- （2）行事の内容が、第3条に規定する基準等を逸脱するものと認められたとき。
- （3）申請者が、承認通知書に付した条件に違反したとき。

2 前項により承認を取り消されたものは、当該行事に関する広告等から共催又は後援の承認を受けた旨の表示を、直ちに削除しなければならない。

（報告）

**第8条** 市長は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、後援行事实績報告書（別記第8号様式）の提出を求めることができる。

2 前項の報告書には、収支決算書等行事の実施内容のわかる書類を添付するものとする。  
（事務処理等）

**第9条** 共催又は後援の申請に関する受付その他の事務処理については、主務課において処理し、総務部総務課に合議するものとする。また、共催又は後援する行事の内容が他の部又は課の事務に関係がある場合には、当該文書を関係する部長又は課長に合議しなければならない。

2 前項の場合において、合議を受けた者が、合議された事案に対して異議があるときは、協議して調整するものとし、協議が整わないときは、その旨を付して決裁を受けなければならない。  
（補則）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、共催及び後援の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成19年告示第162号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成27年5月19日告示第74号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成29年3月2日告示第16号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月18日告示第19号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

（表）

共催承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

郵便番号  
住所  
申請者 団体名  
代表者名  
連絡先( — — )

次の行事を実施するにあたり、山武市と共催したいので、関係書類を添えて申請します。

行事名	
主催者名	
山武市以外の共催・後援者名	
目的	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
開催場所	
行事内容	
参加予定人員	約 名
その他参考事項等	

申請時の注意点

- 1 申請書は行事の開催1か月前までに提出してください。
- 2 申請書の各欄はできる限り詳細に記入してください。欄中に収まらない場合は、別紙としていただいても結構です。
- 3 申請書に次の書類を添付してください。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) イベントの具体的な内容がわかる資料(開催要項、企画書、パンフレット等)

参考

山武市行事の共催及び後援に関する要綱(抜粋)  
(承認の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する行事について、共催又は後援することができる。

- (1) 共催又は後援承認の対象となる行事の主催者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 国及び地方公共団体
  - イ 学校及び学校の連合体
  - ウ 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
  - エ 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で事業遂行能力を有すると認められるもの
  - オ その他市長が認めるもの
- (2) 共催又は後援承認の対象となる行事が、次のいずれにも該当すること。ただし、市長が適当と認める場合はこの限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの
  - イ 市の区域又は市に近接する地域において開催されるもの
  - ウ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含まないもの
  - エ 営利、商業宣伝又は売名を目的としないもの
  - オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの
  - カ 参加者の安全及び衛生が十分確保できるもの
  - キ 山武市暴力団排除条例(平成24年山武市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定するものの関与が認められないもの

（表）

後援名義使用申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

郵便番号  
住所  
申請者 団体名  
代表者名  
連絡先( — — )

次の行事を実施するにあたり、山武市の名義使用について、関係書類を添えて申請します。

行事名	
主催者名	
山武市以外の共催・後援者名	
目的	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
開催場所	
行事内容	
参加予定人員	約 名
その他参考事項等	

申請時の注意点

- 1 申請書は行事の開催1か月前までに提出してください。
- 2 申請書の各欄はできる限り詳細に記入してください。欄中に収まらない場合は、別紙としていただいても結構です。
- 3 申請書に次の書類を添付してください。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) イベントの具体的な内容がわかる資料(開催要項、企画書、パンフレット等)
  - (4) 山武市は、後援名義使用を承認しても一切の援助(チラシの配布、物品の提供、人員動員等)を行うものではなく、責任の一部をも分担するものではありません。

参考

山武市行事の共催及び後援に関する要綱(抜粋)

(承認の基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する行事について、共催又は後援することができる。

- (1) 共催又は後援承認の対象となる行事の主催者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 国及び地方公共団体
  - イ 学校及び学校の連合体
  - ウ 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
  - エ 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で事業遂行能力を有すると認められるもの
  - オ その他市長が認めるもの
- (2) 共催又は後援承認の対象となる行事が、次のいずれにも該当すること。ただし、市長が適当と認める場合はこの限りでない。
  - ア 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの
  - イ 市の区域又は市に近接する地域において開催されるもの
  - ウ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含まないもの
  - エ 営利、商業宣伝又は売名を目的としないもの
  - オ 公序良俗に反し、又は反するおそれのないもの
  - カ 参加者の安全及び衛生が十分確保できるもの
  - キ 山武市暴力団排除条例(平成24年山武市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定するものの関与が認められないもの

共催承認通知書

第 号  
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記内容により共催を承認します。

記

行事名	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
開催場所	
注意事項	承認の後に計画の変更又は中止があった場合は、共催・後援変更（中止）申請書(別記第6号様式)を速やかに市に提出してください。なお、虚偽の申請や承認基準を逸脱した場合等には、決定を取り消すことがあります。
その他連絡事項等	

後援名義使用承認通知書

第 号  
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記内容により後援を承認します。

記

行事名	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
開催場所	
注意事項	[1] 承認の後に計画の変更又は中止があった場合は、共催・後援変更（中止）申請書(別記第6号様式)を速やかに市に提出してください。なお、虚偽の申請や承認基準を逸脱した場合等には、決定を取り消すことがあります。 [2] 本市は、後援する事業で発生した事故等については、一切責任を負いませんのでご了承ください。
その他連絡事項等	後援を承認した行事の終了後、後援行事実績報告書(別記第8号様式)を速やかに市に提出してください。

第5号様式（第5条関係）

共催・後援不承認通知書

第 号

年 月 日

様

山武市長

印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記の理由により共催・後援を承認できませんので通知します。

記

理 由	
-----	--

共催・後援変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

郵便番号  
住 所  
申請者 団 体 名  
代表者名  
連 絡 先(        —        —        )

年 月 日付け 第 号で承認がありました行事について、下記のとおり内容の変更（中止）をしたいので申請します。

記

行 事 名	
変更（中止）内容	
変更（中止）理由	

第7号様式（第7条関係）

共催・後援取消通知書

第 号

年 月 日

様

山武市長

印

年 月 日付け 第 号で共催・後援を承認したこのことについて、

下記の理由により共催・後援を取り消しますので通知します。

記

理 由	
-----	--

後援行事実績報告書

年 月 日

（宛先）山武市長

郵便番号  
住 所  
申請者 団 体 名  
代表者名  
連 絡 先(            —            —            )

山武市の後援の承認を受けた行事が終了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

行 事 名	
主催者名	
山武市以外の 共催・後援者名	
開催日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで
開催場所	
行事内容	
参加者数	約 名
行事の成果	
添付文書	